

## 議案第74号

### 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 5年 9月 4日提出

みやき町長 岡 毅

#### 提案理由

この議案は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体が退職手当の支給に関する事務の共同処理に新たに参加することに伴い、同組合同規約を変更する必要があるので、議会の議決を求めるものである。

佐賀県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合格約（平成 19 年佐賀県指令 18 市町村第 010014 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約に係る新旧対照表

改正前		改正後	
別表第2（第3条関係） 組合の共同処理する事務と組合市町		別表第2（第3条関係） 組合の共同処理する事務と組合市町	
第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基 山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 天山 地区共同衛生処理場組合 杵島地区衛生処 理組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵 島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組 合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振 共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏 組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西 部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区 環境事務組合 佐賀県西部広域環境組合 <u>神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合</u>	第3条第1号 に関する事務	小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基 山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 天山 地区共同衛生処理場組合 杵島地区衛生処 理組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 杵 島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組 合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振 共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏 組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西 部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区 環境事務組合 佐賀県西部広域環境組合 <u>神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部 環境施設組合</u>
第3条第2号 から第6号ま でに関する事 務	略	第3条第2号 から第6号ま でに関する事 務	略
第3条第7号 に関する事務	略	第3条第7号 に関する事務	略

改正前		改正後	
第3条第8号 に関する事務	略	第3条第8号 に関する事務	略
第3条第9号 に関する事務	略	第3条第9号 に関する事務	略
第3条第10号 に関する事務	略	第3条第10号 に関する事務	略